

足利市暴力団排除条例

～社会全体で暴力団を排除するために～

目的

- 市民生活の安全と平穏
- 地域の社会経済活動の健全な発展



基本理念

暴力団を
利用しない!

暴力団に
金を出さない!

暴力団を
恐れない!

ワン
+1

暴力団と交際しない!

市の責務

栃木県、他の市町村等、栃木県暴力追放県民センター、市民等と相互の連携を図り、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進

市民等の責務

暴力団の排除に関する活動への自発的な取組、市の暴力団の排除に関する施策への協力等

足利市暴力団排除条例の図解

暴力団の排除に関する市の基本的施策

市の事務及び事業における措置

市が実施する事務及び事業全般から暴力団を排除するため、暴力団、暴力団員及び密接関係者に対し、入札の参加及び補助金等の交付を制限します。



公の施設の利用の制限

市が設置した公の施設が、暴力団の資金集めの義理掛け行事や各種興行に利用されることを防止するため、公の施設の利用を制限します。



市民等に対する支援等

市民等が暴力団の排除のための活動に自発的かつ相互の連携を図って取り組めるよう、市は必要な支援を行います。



青少年に対する教育のための措置

青少年が暴力団に加入したり、暴力団の犯罪による被害を防止するため、中学校において必要な教育が行われるよう、市は適切な措置を講じます。



青少年が暴力団に加入したり、暴力団の犯罪による被害を防止するため、青少年の育成に携わる者が指導や助言等の適切な措置を講ずることができるよう、市は必要な支援を行います。



公共工事等事業者の責務

市と公共工事等に係る契約を締結した事業者が暴力団、暴力団員又は密接関係者であることを知りながら、公共工事等に関する業務を行わせることを禁止します。



暴力団の威力の利用、暴力団員等に対する金品等の供与の禁止

債権の回収、紛争の解決等に関し、暴力団の威力を利用することを禁止します。



自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧する等、暴力団の威力を利用することを禁止します。



暴力団の威力を利用することなどのために、暴力団員等又はその指定する者に対し、金品その他の財産上の利益を供与することを禁止します。



《暴力団に関する相談・情報提供先》

- 足利市役所
- 足利警察署
- 栃木県警察本部（警察安全相談電話）
- 公益財団法人栃木県暴力追放県民センター

TEL. 0284 (20) 2112
TEL. 0284 (43) 0110
TEL. #9110
TEL. 028-627-2600